

阿賀野市条例第38号

阿賀野市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
阿賀野市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例（平成30年阿賀野市条例
第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市福祉会館の設置及び管理に関する条例

第1条中「コミュニティ供用施設」を「福祉会館」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 福祉会館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 阿賀野市福祉会館

位置 阿賀野市外城町10番5号

第3条第1項中「コミュニティ供用施設」を「福祉会館」に改め、同項に次のただし
書を加える。

ただし、前日までに夜間の利用申込みがない場合、閉館時刻を午後8時まで繰り上
げることができるものとする。

第3条第2項中「の開館時間については」を「で定めるもののほか」に改め、「必要
がある」の次に「と」を加え、「これ」を「開館時間」に改める。

第4条から第7条までの規定中「コミュニティ供用施設」を「福祉会館」に改める。

第9条中「別表第2」を「別表第1」に、「コミュニティ供用施設」を「福祉会館」
に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

第11条から第16条までの規定中「コミュニティ供用施設」を「福祉会館」に改め
る。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。